

武豊町民間非木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における非木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準非木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事（以下「耐震改修等」という。）を実施する者に交付する補助金に関する必要な事項を定め、もって震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、武豊町補助金等交付規則（昭和49年武豊町規則第12号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準非木造住宅

木造以外の住宅で、次の要件を全て満たすものをいう。

ア 武豊町内にある自己所有の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。ただし、国・地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(2) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

(3) 耐震診断者

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士（建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断にあっては一級建築士）で、耐震診断を行うものをいう。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果、地震に対して「安全な構造」でないと判断されたものについて建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定を受けたうえで行う耐震改修工事をいう。

(5) 高齢者等世帯

世帯員に 65 歳以上の者を含む世帯若しくは障がい者（武豊町障害者手当支給条例（平成 9 年武豊町条例第 21 号）に規定する障がい者をいう。）を含む世帯であって、生計中心者が前年分所得税非課税である世帯又は生活保護法（昭和 25 年法律第 44 号）による被保護世帯をいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助金を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

（1）旧基準非木造住宅を所有する者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条若しくは第 65 条に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）、その他町長が同等と認める者であること。

（2）町税を滞納していない者であること。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

2 この要綱による補助の対象となる建築物は、次の要件を満たすものとする。

（1）武豊町内にある自己所有の旧基準非木造住宅であること。

（2）区分所有の共同住宅の場合は、管理組合で合意が得られていること。

（3）建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意が得られていること。

（4）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（5）社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付国官会第 99 号）附属第 II 編 第 1 章 イ 16-（12）-① 4. の事業要件に適合していること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業、経費等は別表第1、2のとおりとし、
補助金の額は、予算の範囲内において町長が認める額とする。

(事前相談)

第5条 耐震診断に係る補助金を受けようとする者は、あらかじめ武豊
町非木造住宅耐震診断補助金交付事前相談書（様式第1）に次の書類
のいずれかを添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し

(事業計画)

第6条 耐震改修工事に係る補助金を受けようとする者は、あらかじめ
武豊町非木造住宅耐震改修工事補助金交付事業計画書（様式第2）に
次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（案内図）
- (2) 区域図
- (3) 補助対象等を表示した図面
- (4) 事業内容を示す書類
- (5) 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機関係
図面
- (6) 現況写真（撮影位置を図示すること。）
- (7) 管理組合の場合、組合規約及び耐震改修工事の実施に係る議決
書又はこれに代わるもの
- (8) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員
の同意を得たことを証する書面
- (9) その他町長が必要と認める図書

2 町長は、前項の事業計画書を受理した場合は、その内容を審査し、適
当と認めたときは、補助の適用を決定し、武豊町非木造住宅耐震改修工
事補助金交付適用通知書（様式第3）により申請者に通知するものとす
る。

(補助金交付申請)

第7条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者（第5条の事

前相談書を提出した者に限る。) は、11月末までに、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第4）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 各階平面図
- (3) 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (4) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- (5) 武豊町が発行する、税金の滞納がない旨の証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 耐震改修工事に係る補助金を受けようとする者（前条の適用通知を受けた者に限る。）は、工事を開始する前に、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第4）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費の積算内訳書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震改修工事の計画認定書又は全体計画の認定書の写し
- (4) 現況写真
- (5) 配置図（事業を行う土地の区域及び建築物の位置等を表示したもの。）
- (6) 申請書別紙（様式第5）
- (7) 高齢者等世帯の場合は、世帯人全員の所得証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。
(着手の届出)

第 9 条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、耐震改修等に着手したときは、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付事業着手届（様式第 7）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 工程表（耐震改修工事の場合）
- (3) 連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者）

2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して 30 日以内に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（地位の承継）

第 10 条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合の承継人が、交付決定のあった内容で耐震改修等を行う意思があるときは、町長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付決定者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

第 11 条 町長は、当該耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合、交付決定者は、町長が指定する工程において、武豊町非木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第 8）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、町長に申請をしなければならない。

2 町長は、前項の中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に実施されているか、速やかに中間検査を行うものとする。

3 町長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、交付決定者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第 12 条 交付決定者は、補助金の申請内容を変更しようとする場合は、当該事業に着手する前に、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（様式第 9）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、変更の内容がわかる書類を添付して、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付変更届（様式第 10）を提出するものとする。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 契約書の写し（耐震診断事業の場合）
- (3) 変更契約書
- (4) 変更図面等、変更内容がわかる書類
- (5) 申請書別紙（様式第 5）

2 町長は、前項の変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を適當と認めたときは、補助金の交付変更を決定するとともに、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付決定変更通知書（様式第 11）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ）

第 13 条 交付決定者が第 7 条及び前条の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の 12 月末日までに、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付事業取下げ届（様式第 12）を町長に提出しなければならない。

（遂行命令等）

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して事業の遂行に関し、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 町長は、交付決定者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象業務を遂行していないと認めた場合は、決定内容に従って当該業務を遂行すべきことを命じることができる。

3 町長は、交付決定者が前項の命令に違反に従わない場合は、交付決定者に対して補助事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

（完了実績報告等）

第 15 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日

の属する年度の1月末日までのいずれか早い期日までに、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付事業完了実績報告書（様式第13）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）耐震診断

- ア 耐震診断結果報告概要書（様式第14）
- イ 平面図、伏図、軸組図
- ウ 領収書の写し
- エ その他町長が必要と認める書類

（2）耐震改修工事

- ア 施工状況がわかる写真
- イ 領収書又は請求書の写し
- ウ 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書
- エ その他町長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第16条 町長は、前条の完了実績報告書を受理した場合において、当該補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置を取るよう交付決定者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第17条 町長は、第15条の完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、武豊町非木造住宅耐震改修等補助金交付確定通知書（様式第15）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第18条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに請求書（様式第16）により、補助金の請求を町長に行うものとする。

2 町長は、前項の請求書を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 第 16 条の規定による措置を行わない場合。

(2) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合

(3) 補助金交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

(4) 補助金を交付の目的以外に使用した場合

(5) その他町長が不適当と認める事由が生じた場合

(書類の保管)

第 20 条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間これを保管しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る補助金の交付、第 19 条及び第 20 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補 強 工 事 等

| | 耐震補強工事 | 改修設計 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 調査 | 事前調査 | 地盤調査 |
| 耐震改修計画の作成等 | 耐震評定に関わる費用 | 改修設計 工事監理 |
| 構造耐震指標（Is） また、保有水平耐力に係る指標（q） の評価を向上させることを目的とした工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・躯体工事（鉄骨工事、コンクリート工事等） ・基礎工事（土工事も含む） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事 ・撤去部分の復旧工事 | |
| その他の補強工事 | 上記のほか、耐震性能を向上させるものとして町長が認める工事 | |

別表第2（第4条関係）

| 補助対象の区分 | 補助対象経費 | 補助金の交付額 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 耐震診断 | 一戸建 耐震診断に要する経費。ただし、1戸あたり130,000円とする。 | 対象経費の3分の2以内の額。 ただし、一戸建は86,000円、一戸建以外は1棟に対して1,200,000円を限度とする。 |
| | 一戸建以外 耐震診断に要する経費。ただし、延べ床面積1m ² あたり次の額を乗じた額とする。 (1)延べ床面積1,000m ² 以内の部分は2,000円 (2)延べ床面積1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分は1,500円 (3)延べ床面積2,000m ² を越える部分は1,000円 | (その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。) |

別表第2（第4条関係）

| | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 武豊町民間非木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第4条に規定する工事に要する経費 |
| 耐震改修工事に対する助成額 | <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 耐震補強工事費及び改修設計費を合算した額とし、90万円（対象経費が90万円に満たない場合は、当該対象経費の額。ただし、高齢者等世帯にあっては120万円）を限度とする。</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p> |
| 補助金の交付金額 | 助成額から、(2)の額を差し引いた額 |